

第三回 笠松町議会定例会開会

平成十七年第三回笠松町議会定例会が九月七日(水)から十六日(金)まで開催され、次の案件が原案のとおり可決されました。

▽専決処分の承認について

平成十七年度笠松町一般会計補正予算(専決第一号)

衆議院議員の解散による、

九月十一日執行の総選挙に係る経費総額六百六十八万五千円の補正

▽笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職業生活と家庭生活の両立支援のための育児又は介護を行う職員の出退勤業務に対する所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、障害の等級などを改正するもの。

▽岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について

正などで、そのうち岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約は、平成十七年五月一日の可児郡兼山町と可児市との合併に伴うもの、それ以外の規約改正などは、平成十八年一月一日の柳津町と岐阜市との合併に伴うもの。

▽羽島郡三町教育委員会を共同設置する町の数の減少等に関する協議について

▽羽島市・羽島郡三町介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について

▽証明書交付等の事務委託の廃止に関する協議について

▽岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について

▽岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について

▽岐阜羽島衛生施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について

▽木曾川右岸地帯水防事務組合を組織する市町数の減少等に関する協議について

右の八議案については、構成団体の減少等に伴う規約改

正など、そのうち岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約は、平成十七年五月一日の可児郡兼山町と可児市との合併に伴うもの、それ以外の規約改正などは、平成十八年一月一日の柳津町と岐阜市との合併に伴うもの。

▽羽島郡広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について

▽羽島郡広域連合から柳津町の脱退に伴う財産処分について

右の二議案は、柳津町が平成十八年一月一日に連合を脱退することに伴うもの。

▽町道の路線認定について

円城寺地内の私有道路の町道編入

円城寺一〇三号線

▽補正予算

○平成十七年度一般会計
行財政改革による笠松町

補助金等審議小委員会の答申を受けての補助金の見直し、町有財産(土地)の売却を進める上での鑑定評価及び用地測量手数料の増額など、各種事業確定分に係る精算を含めて、総額六百八十六万四千円を増額補正するもの。

○平成十七年度介護保険特別会計

前年度事業費精算に伴い、一般会計への繰出金の増額と介護保険法の改正に伴う介護保険給付費の施設介護サービ

ス給付費分の減額並びに既所得者に対する負担の軽減のための制度創設に伴う給付の増額など、総額一千四百六十三万二千円を増額補正するもの。

○平成十七年度水道事業会計

中新町地内の消火栓取替修繕工事に伴い、総額八十九万六千円を増額補正するもの。

▽平成十六年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

給水戸数の増加ならにより、二千六百六十八万七百八十九円

の純利益となった。

なお、剰余金三千六百六十八万四千八百六十六円については、減債積立金一千万円、建設改良積立金一千万円を積立し、残額一千六十八万四千八百六十六円を翌年度へ繰り越した。

一戸当りの一月平均使用水量は二十八・三立方メートルで、平均使用料金は二千四百三円であった。

【追加議案】

▽羽島郡三町教育委員会共同設置規約の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

▽笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について

右の二議案は、平成十八年一月一日の柳津町と岐阜市との合併に伴う規約変更により、共同設置機関の名称が変更となったため、関係条例の条文整理を行うもの。

寄附

櫻橋豊光さん(上柳川町)から八月八日、公共事業用地に役立ててくださいと、土地の寄附がありました。町では、ご趣旨に沿うよう活用させていただきます。